

2025 年 10 月 31 日

厚生労働大臣

上野 賢一郎 様

香害をなくす連絡会（以下 5 団体）

特定非営利活動法人 日本消費者連盟

特定非営利活動法人 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク

認定特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター

日本消費者連盟関西グループ

香害への対策を求める要望書

日頃より、厚生労働行政にご尽力いただき、御礼申し上げます。私共「香害をなくす連絡会」は、柔軟仕上げ剤（以下柔軟剤）、合成洗剤、消臭除菌スプレー、制汗剤、芳香剤など、主に香りのある家庭用品による健康被害、「香害」をなくす活動に取り組む市民団体で構成される連絡会です。

さて、2024 年度に、日本臨床環境医学会と室内環境学会の環境過敏症分科会が、「香害をなくす議員の会」（注 1）の協力を得て、「子どもの『香害』および環境過敏症状に関する実態調査」を行い、8 月 20 日に、その中間報告が発表されました。それによると、全国約 8000 人の小中学生の 10%が香害被害を感じたことがあるという、看過できない実態が明らかになりました。（注 2）

この調査結果は反響を呼び、即日に配信記事となり、相当数の新聞で報じられたほか、独自記事を掲載した新聞社も複数ありました。また、9 月 21 日には NHK テレビニュースでも報道され（注 3）、香害の深刻さについて、社会の認知が広がりつつあります。

国は、5 省庁ポスターにより、柔軟剤などの香りで健康被害が起きていることと、消費者に製品使用時の配慮を呼びかける周知を行っています。しかし、この調査結果によって、多くの子どもが香害被害に遭っているという現実が明らかになりました。国は、今すぐに、もっと踏み込んだ実効性のある対策を講じる責務があると考えます。

貴省に置かれましては、家庭用品規制法にて香害にお取り組み頂いていますが、香害をもたらす製品の生産・販売・使用を減らして行けるように、現実に即し、取り得る対策を手掛けていただきたいと思います。

つきましては、行政の皆様との協働を引き続きお願いしたく、下記の項目について要望を致します。

お忙しいところ恐縮ですが、11 月 10 日（月）までにご回答を頂きたく、よろしくお願い申し上げます。ご回答は当連絡会内外で共有させていただきますので、ご了承ください。

記

1. 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により、香害をもたらす製品を規制してください。
 - * 有害物質選定についての進捗状況、今後の見通しを教えてください。
2. 消費者庁及び環境省と連携して、家庭用品への GHS 表示を進めてください。
 - * 家庭用品規制法の改定にあたり、有害化学物質の指定に GHS 分類を用いるのですから、家庭用品にも GHS 表示をすることが当然と解します。環境省が所管する、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC：Global Framework on Chemicals）」のターゲットにも合致する取組です。（注 4）

3. 「香害（家庭用品）対策検討会」を立ち上げ、使用する技術を含め、家庭用品使用時の製品全体としての安全性を検討し、消費者庁等と連携し、問題のある製品への対策を講じてください。
 - * 「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」で扱いきれない、家庭用品の安全性に関して、別の検討機関（関係業界と利益相反のないメンバーによる）を設置し、家庭用品が契機となる健康被害を防いでください。
4. 厚生労働科学研究で、香害関連の調査研究を続け、明らかになった知見を他省庁と共有し、積極的に社会に周知してください。具体的には、過去の国会答弁と坂部医師の報告（注5）に基づき、公的な空間から香料自粛を進めるよう促してください。
5. 徐放作用のあるマイクロカプセル類を家庭用品に使用する問題点を貴省自らが検証し、必要に応じた対策を講じてください。具体的には、「徐放技術による繰り返しの化学物質曝露の問題点」、「微粒子としてのプラスチックの吸入リスク」、「カプセル素材が弾ける際のモノマーの発生」を調べてください。
 - * 国民生活センター発表の「柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供（2020年）」においては、「一定レベルの香りが長い時間、環境中に存在し続けることになる」マイクロカプセル香料の製品への配合について専門家が懸念を示しています。坂部貢医師は、自身の講演で「繰り返し」香りを吸うことを問題視しています。
 - * 微粒子としての吸入リスクについては、貴省は労働安全衛生上の知見を既にお持ちです。近年、マイクロ／ナノサイズのプラスチック粒子が、人体内（脳、肺、血液、胎盤など）から次々と検出されています。マイクロカプセルも人体のプラスチック汚染を引き起こす可能性があり、早急な対策が必要です。
 - * カプセル素材がメラミン樹脂の場合は、ホルムアルデヒドが、ポリウレタン樹脂の場合は、イソシアネートの発生が懸念されています。
6. 優先的に第四級アンモニウム塩を含む製品のリスクを評価し、消費者庁と共に対策を検討してください。
 - * 新型コロナ流行により、第四級アンモニウム塩（エステル型でない塩化ベンザルコニウム等）を含む製品が消毒用に使用されているほか、抗菌消臭を謳う家庭用品が増え、においは弱くても健康被害を訴える人が増加しています。近年、海外では第四級アンモニウム塩のリスクに関する懸念が急速に高まっています。（注6）
7. 保健衛生上、衣類からマイクロカプセルが医療現場に漂って空気を汚染し、周囲に付着する問題（移香）について、医療関係者に注意喚起してください。
 - * 医療関係者や利用者の衣類に柔軟剤や合成洗剤が使用されている場合、清浄であるべき空間が、衣類から飛散するマイクロカプセルにより汚染されることを周知徹底し、マイクロカプセル製品の使用自粛を呼びかけてください。医療法施行規則第20条の3に則り、「じんあい（塵埃）」に当たるマイクロカプセルを防ぐ必要があります。
8. 食品安全衛生上、衣類（あるいは商品）からマイクロカプセルが食品製造現場・食品販売現場に漂って空気を汚染し、食品に混入したり、付着したりする問題（移香）について、食品衛生関係者に注意喚起してください。
 - * 日本即席食品工業協会では、2008年の「移り香事件」以降、注意書き、もしくは「移り香注意マーク」を表示することを推奨しています。（注7）マイクロカプセルについても、注意喚起を促す手段・工夫が求められています。食品衛生法第6条に照らして、食品衛生関係者のマイクロカプセル製品の使用自粛等、適切な対策を講じる必要があります。

以上

<参考資料等>

注1. 超党派の国会議員・地方議員を中心に2022年発足。(2025年9月末現在、会員151名)

注2. 【報告】記者会見&院内集会「子どもの香害被害への対策を」

<https://nishoren.net/new-information/21829>

注3. 「」人工的な香りで体調不良“子どもへの影響めぐり調査報告”NHK NEWS WEB

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250921/k10014928401000.html>

注4. GFC ターゲット B6「2030年までに、全ての政府は、自国の状況に適した形で、全ての関連部門において、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）を適宜実施する」

注5. 令和4年2月28日、参議院予算委員会、杉久武議員への答弁。

厚生労働大臣：「柔軟剤等の香料として使用される微量な化学物質によりまして、頭痛や吐き気等、様々な症状を訴える方がいることを承知しております。」

総理大臣：「～引き続き、必要な研究、これは進めなければいけません。公的な場を始め様々な場におけるこの香りへの配慮、こうしたものについて周知を図る、こうした取組も進めていかなければならないと考えます。」

「種々の症状を呈する難治性疾患における中枢神経感作の役割の解明と患者ケアの向上を目指した複数疾患領域統合多施設共同疫学研究」（令和4年度）内、「化学物質過敏症患者の中枢感作検証 / 千葉大学 坂部貢」

<結論：個人及び集団における生活衛生上の対策を立てる上で、香料の使用は十分に考慮される必要性があると考えられた。>

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202211048A-buntan8.pdf

注6. Arnold, W.A et al. Quaternary Ammonium Compounds : A Chemical Class of Emerging Concern.

Environ. Sci. Technol. 2023

<https://pubs.acs.org/doi/10.1021/acs.est.2c08244>

Cohn, E.F et al. Pervasive environmental chemicals impair oligodendrocyte development.

Nature Neuroscience. 2024

<https://www.nature.com/articles/s41593-024-01599-2>

注7. 日本即席食品工業協会ホームページ「安心の注意書き・マーク」

<https://www.instantramen.or.jp/dictionary/label/>

問い合わせ先：日本消費者連盟

「香害」担当 杉浦 陽子

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207

Tel : 03-5155-4765

Fax : 03-5155-4767

Mail : sugiura@nishoren.org